

回答

業務名：大山町立中学校空調設備更新工事設計業務

番号	質問事項	回答
1	委託費計算の経費率（経費、技術料）は、国土交通省による業務報酬基準と同じと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、経費率を明示ください。	経費率の明示はできません。 ※国土交通省の業務報酬基準は参考にはしていますが同じではありません。大山町の過去実績等から算出しています。
2	空調改修内容について、既設の冷媒管・ドレン管・制御線・電源線を利用する考えでよろしいでしょうか。また、空調機器は更新とし、空調能力の変更はないことから、空調負荷計算書作成は不要と考えてよろしいでしょうか。	既設配管等は、現地状況により再利用可能な場合は協議対象とします。また、補助事業のため空調負荷計算書を求めます。
3	空調改修に伴いキュービクル改修・高調波対策設計などの追加業務が発生した場合、追加報酬の支払いがあると考えよろしいでしょうか。	キュービクル改修等が発生した場合は別途協議とします。
4	業務委託料の経費、技術料率の原則的な基準について、国土交通省の規定に基づき、諸経費率を直接人件費×1.1倍とし、それを直接人件費に加算した額に技術料等経費を0.15倍加算する事としてよろしいでしょうか。	質問1の回答のとおりです。
5	今回のエアコン改修は全て同等機種への更新のみとし、新規設置の部屋はない物としてよろしいでしょうか。	新規設置はありませんが能力、機種の変更は可能性があります。
6	更新する機器は新設としますが口径等が適合すれば、冷媒管・ドレン管及び電気・制御の配線等は既設のまま再使用と考えるよろしいでしょうか。	質問2の回答のとおりです。
7	空調負荷計算は行わず、更新する機器の冷暖房能力は、既設機器同等としてよろしいでしょうか。	質問2、質問5の回答のとおりです。
8	更新後も受電設備及び幹線ケーブル・分電盤等は既設のまま利用できる事とし、容量増及び高調波対策等で改修が必要となった場合は、別途追加業務と考えるよろしいでしょうか。	質問3の回答のとおりです。
9	概算工事費が10,000,000円（税込）となっています。実施設計ではこの金額を大きく超過することが予想されますが、よろしいでしょうか。	閲覧設計書では記載が漏れていますが、各校10,000,000円（3校計30,000,000円）を概算工事費として見込んでいます。概算工事費を超える場合は設計業務内で協議とします。
10	委託費算出のための直接人件費の単価の確認 令和6年3月から営繕工事設計標準単価の変更がありました。新技術者単価によって入札金額を算出してもよろしいでしょうか。または、単価は以前（2月以前）のままでも金額の変更協議の対象になりますでしょうか。鳥取県発注の業務においては特例措置による契約後に変更請求ができるようになっております。	この度の業務設計では新単価を採用していません。変更請求については落札業者と別途協議とします。
11	各学校の概算工事費について 各学校とも概算工事費が税込1,000万となっており、改修工事としては予算が足りないおそれがあると思われます。今後の機器代の高騰や人件費アップも想定されますが、どこまで予算を遵守し設計を行いますか。（予算よりも業務委託設計図書の内容を優先で設計を行ってもよろしいでしょうか。）	質問9の回答のとおりです。